

第415回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館7A会議室	担当書記	岡部 貴文	
会議日数	自 令和4年5月31日 1日間 至 令和4年5月31日			
出席者数	委員定数13名中出席者12名			
出席委員	岡本 信明	坂本 均	島田 敬万	松本 泉
	新井 博	岡田 信義	米田 和夫	大久保 香里
	大関 早孝	田中深貴男	矢野 雅	古谷 愛子
欠席委員	田中喜久雄			
県出席者	農林部副部長	横塚 正一	生産振興課長	長谷川征慶
	担当副課長	南原 恵子	担当主幹	甲賀真人
	担当技師	岡部 貴文		
	水産研究所長	青木 伯生	主任専門員	梅沢 一弘
	専門研究員	大力圭太郎	技師	小山 知洋
事務局	生産振興課長	長谷川征慶	担当副課長	南原 恵子
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	令和4年度目標増殖量について	可決
2	埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について	可決
3	武蔵漁業協同組合の遊漁規則の変更について	可決

協 議

議案番号	件 名	結 果

報 告

報告番号	件 名	結 果
1	令和4年度の水産施策の概要について	
2	漁業権免許の切替えについて	
3	県内におけるワカサギ増殖の取組について	
4	日本一早いアユの解禁について	

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第415回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は13名中12名の委員の出席をいただいております、過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立します。</p> <p>開会に当たり、会長、御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席賜りありがとうございます。また公務御多忙の中、農林部の横塚副部長にも御出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて今年もアユ釣りの通常解禁の時期がやってまいりました。今年は遡上するアユが例年に比べて非常に多く、荒川の秋ヶ瀬取水堰における遡上数が昨年度の4倍以上の19万匹に上るとの報告があります。6月からのアユ解禁の釣果にも期待が持てることと思います。</p> <p>また、秩父市の荒川では、一足早く、日本一早いアユの解禁が行われ、県内外からも多くの釣り人が集まりました。本日はその様子についても報告があります。多くの釣り人に埼玉でのアユ釣りの魅力を感じていただき、魚類資源や水辺環境に心を寄せていただきたいと思います。</p> <p>本日の委員会は審議事項3件、報告事項4件が予定されています。</p> <p>委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき、有意義な議論が進められるよう宜しくお願いいたします。</p> <p>御参会の皆様には健康に充分御留意され、お元気に過ごされますよう祈念し挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>続きまして、農林部副部長より御挨拶を申し上げます。</p>
農 林 副 部 長	<p>岡本会長を始め委員の皆様には、日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして心から感謝を申し上げる次第です。</p> <p>新緑の季節を迎え、本格的なアユ釣りのシーズンが始まりました。本県は東京に隣接をしまして、都市の活力に加え、水と緑に恵まれた田園のゆとりを併せ持つ地域です。これから水辺で行われる釣りなどの遊漁は身近なレジャーとして重要なツールであると考えています。</p> <p>県では本年も魚影豊かな川づくり推進支援事業として、放流やカワウ・外来魚の駆除を進め、魚の棲む豊かな水辺の創出を目指してまいります。</p> <p>また水産研究所ではコイの放流やワカサギ資源の活用などの研究開発や、漁業協同組合の皆様方への技術指導を通じまして、水産業の</p>

	<p>振興に積極的に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>本県では今年度 10 年ぶりに漁場計画を見直しまして、公共水面の総合的な利用計画を定め、その上で適格性のある漁業協同組合に漁業権を免許する予定となっております。</p> <p>計画策定にあたっては、今年から来年にかけて委員会に御意見をお聞きするなどの御協力をいただく予定ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、昨年度同様、慎重な御審議をお願いするとともに、今後とも本県水産業の振興に御支援を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>第415回委員会を開催します。会長に議長をお願いします。</p>
議 長	<p>本日の傍聴は0名です。</p> <p>初めに委員会事務規定第 11 条により議事録署名人を坂本委員と大久保委員をお願いいたします。書記については事務局をお願いします。</p> <p>審議事項が3件、報告事項が4件ありますので、慎重かつ円滑に進行するよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開されるので御了承願います。</p> <p>次第に基づき、審議事項1議案「令和4年度目標増殖量について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>内水面は、海に比べて資源が限られ増殖をしなければ資源が枯渇する恐れがあるため、参考にあるとおり、漁業法第 168 条で「当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」、つまり、漁業権免許を受けた者は必ず増殖することが求められるという増殖義務が課せられています。</p> <p>県では、10年に一度の第5種共同漁業権の免許の切り替えの際に、基準となる、増殖指針を作成しています。現行の、平成25年策定の増殖指針では、「内水面漁場管理委員会は、指針で示した増殖量と漁業の情勢を加味して、毎年度、目標増殖量等を示す」こととなっています。今回は、この令和4年度目標増殖量の設定を御審議いただくものです。</p> <p>増殖指針で示した年間の増殖量は目標増殖量の基礎となるものです。埼玉県内を8つの漁場に区域分けをし、共第1号から8号まで、それぞれの魚種ごとに放流量を示しています。なお、ウグイ、オイカワ、コイなど</p>

	<p>のように産卵床を造成することも増殖ととらえているものでございます。</p> <p>県内9漁協と、県境河川の対岸の東京都、群馬県の漁協に免許しています。例えば、共第1号は埼玉中央漁協と秩父漁協との共有漁場として、あゆ、ます類などの魚種を対象として、免許しています。</p> <p>令和4年度目標増殖量は、先ほどの増殖指針による増殖量と漁業権者である各漁業協同組合が、漁獲量の状況を勘案して作成した令和4年度の放流計画を基に作成しています。複数の漁業権者が漁場を管理しているため、増殖を分担して目標増殖量に達するようにしています。</p> <p>目標増殖量は、共第1号から8号までの各漁場において、すべての漁業権魚種を増殖することとしており、増殖指針を若干下回る漁場もございますが、放流に代えて産卵床を設置するなど、県合計としては増殖指針に示す増殖量以上の計画となっています。</p> <p>なお、令和3年度の増殖実績としては概ね目標値を達成しています。魚種によっては目標増殖量に達していない漁場もありますが、この原因としまして、マス類では成魚放流の一部を卵の放流に振り向けたことと、昨年度のゴールデンウィークを挟むまん延防止等重点措置の影響や、不要不急の外出自粛の中、産卵床造成等の人出の係る増殖事業について、組合員を集めることが難しく、断念した漁協があったこと、また、ウナギについては、近年の資源量減少に伴い、放流用種苗の入手が難しいことや、ワカサギについては、種苗購入先である諏訪湖の不漁により卵が希望どおり入手できなかったことが挙げられます。</p> <p>厳しい状況が続いておりますが、漁協に対しましては、目標増殖量が達成できるよう、水産研究所や県漁連と連携して、増殖方法の指導や、種苗購入先の調整などを行ってまいります。</p> <p>以上で、目標増殖量についての説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>御意見・御質問はないですか。基本的に指針に従って例年の放流量を漁場ごとに定め、最も適切なところ入手した魚種を放流しているものと思います。</p>
委 員	<p>アユの放流について、共第8号の増殖指針が100kgとありますが、令和3年度の実績が50kg、今年目標値が50kgと下回っています。</p> <p>それともう一つ、ワカサギが諏訪湖の不漁で令和3年度はそれでよろしいのですが、令和4年度も目標は下回ったままでよいのでしょうか。</p>

議 長	指針より目標値が下回っていますが、当初の予定で下回ったままの案でよいのかどうかという御質問です。
事 務 局	目標増殖量についてですが、増殖指針で示した増殖量は、漁業の情勢を加味し、毎年の目標増殖量を示す、とあります。 共第8号の利根川の増殖量についてですが、現在、利根川はアユの釣り人が減っていて、おとり屋もありません。共第8号を管轄する漁協の経営や釣り人の状況を勘案し、各漁協の総会で目標量を取り決めた経緯があります。ワカサギについては水産研究所から説明をお願いします。
事 務 局	ワカサギについては、詳しくは、報告事項の(3)県内におけるワカサギ増殖の取組についての中で説明いたします。 令和4年度は目標増殖量の3,600万粒を満たす量を放流しております。今年も諏訪湖からのワカサギ卵の供給はなく、西網走漁協から卵を仕入れた状況です。
委 員	川の対岸側の他県の漁協も同じように何か増殖の取組みはされていますか。
事 務 局	すべての漁協が増殖の取組みをしています。
委 員	増殖目標量は埼玉県側の漁協だけの数字ですか。
事 務 局	各漁協の漁場計画を確認して、共第1から8号漁場にまとめたもので、他県の漁協の数字も含まれます。
委 員	各漁協ごとの目標増殖量はわかりませんか。
事 務 局	各漁協ごとの目標量は、漁場毎に各漁協間で決めることとなります。
委 員	はい。ありがとうございました。
議 長	ほかにご意見はありますか。
委 員	令和3年度の実績と令和4年度の目標の中で、フナの中のギンプナの量の内訳を教えてくださいたいのと、ギンプナを放流している場所を教えてくださいたいです。 今、鴻巣市で水田を利用したフナを増殖をされており、私もさいたま

	<p>市で水田を利用したコイとフナの増殖を行っていて、水田を利用した淡水魚の増殖は有効と考えています。水田を利用した淡水魚の増殖を産卵床と同じ位置づけにできる可能性があるかご意見を伺いたいです。</p>
事務局	<p>県内のフナの放流量のほとんどはヘラブナです。産卵床を設置した場合はギンブナになると思いますが、放流する魚はヘラブナになります。</p> <p>水田を利用したフナの増殖は、これから漁場計画を進めていく中で、増殖にあたるかどうかは改めていろいろな機会で見聞を集めていければと思います。</p>
議長	<p>ヘラブナの放流がほとんどであること、また、水田での増殖が従来の増殖にあたるかは、今後検討するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>他に御意見はありますか。</p>
委員	<p>魚種によっては、単位がキロ数だったり、尾数であったりするが、単位が違うことに何か理由がありますか。</p>
議長	<p>ただいまの委員の御質問について、事務局の御回答をお願いします。</p>
事務局	<p>単位は、魚種ごとの決まりがあるわけではなく、組合に放流量を調査していく中で慣例的に使用しているものです。</p>
議長	<p>今の御回答でよいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
議長	<p>その他に御質問がないようなら、第1号議案を承認します。</p> <p>次に第2号議案「埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」の審議に移ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>第2号議案は、前回の委員会で事前協議を頂きました「埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」でございます。知事は遊漁規則の変更を認可するにあたり、委員会に意見を聴くことが漁業法第170条第4項で定められております。</p> <p>変更内容及び変更理由は前回委員会で事前協議した内容と同じでござ</p>

	<p>います。これまで埼玉東部漁業協同組合の遊漁規則で定めがなかった1人の釣りの道糸の本数について、3本以内に制限する事項を加えるものです。これにより、釣り人同士のトラブルが回避され、漁場の円滑な利用につながることを期待されます。</p> <p>既存の第3条第2項を、第3条第3項とし、第2項に「道糸3本以内」の制限を追加します。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。何か御質問あればお願いします。ないようでしたら、第2号議案を承認します。</p> <p>次に第3号議案に移りたいと思います。第3号議案「武蔵漁業協同組合の遊漁規則の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第3号議案「武蔵漁業協同組合の遊漁規則の変更について」も、前回の委員会で事前協議を頂いた内容になります。埼玉県知事が変更の認可をするにあたり、委員会に意見を聴くものであります。</p> <p>今回の変更は、冬季の漁場利用を目的として、小川町を流れる槻川において、釣りあげた魚をその場で再放流するキャッチアンドリリース区間を設け、冬季限定のにじますの釣り専用区を新たに設けるものです。</p> <p>主な変更内容は次の4点でございます。1つ目は、キャッチ&リリース区間の新設です。小川町の小川大寺橋から小川町下里坂田橋下流300mまでの区域を、10月1日から翌年4月30日までの期間、にじますに限定したキャッチアンドリリース区間に設定します。</p> <p>2つ目の遊漁期間の変更については、ます類の遊漁は、3月1日から9月30日まで、この部分は従前と同じ内容ですが、にじますについては、1月1日から12月31日まで1年を通じて遊漁ができることとなります。ただし、第3条のキャッチアンドリリース区間については、にじますを除くます類つまり、やまめ、いわたの遊漁は、5月1日～9月30日に制限し、3月と4月はこの場所に限りできないこととなります。</p> <p>前回の委員会において、3月1日にます類が解禁になると、キャッチアンドリリース区間において甲種遊漁券でやまめ釣りが可能となり、冬季にじます券との整合性が取れないのではとの指摘があったことから、新たに追加しております。</p> <p>3つ目が、釣り専用区の追加です。キャッチアンドリリースの区間及びその期間を釣り専用区とするものです。これは、放流するにじます資源を</p>

	<p>有効に活用するため、採捕したにじますを再放流させるとともに、釣り専用とすることで、漁獲圧の高い網漁具の使用を制限することを目的に設定するものです。</p> <p>4つ目が遊漁料の変更です。今回設定するキャッチアンドリリース区間で遊漁を行う際に必要となる冬期にじます券を新たに設けます。</p> <p>また、甲種の魚種の欄に、「にじますについてはキャッチアンドリリース区間を除く」として、この区間のにじます採捕については甲種券ではできなくなります。</p> <p>にじます券の遊漁料の額は、一日券のみで1,500円、現場売り2,000円とします。遊漁料金を新たに設定するのは、にじますを濃密に放流し、重点的に漁場を管理することで遊漁料を確保するためのものです。</p> <p>冬季にじます釣り場の位置図を示しました。区域の全長は約3.6kmでございます。繰り返しになりますが、この3.6kmの区間は10月から4月まで、キャッチアンドリリース区間として、投網などを禁止した釣り専用区とし、甲種券ではなく冬季にじます券のみで遊漁が可能となります。</p> <p>なお、漁業法第170条第5項により遊漁規則の認可の要件として「遊漁を不当に制限するものではないこと」とされております。採捕について組合員と遊漁者の間に差を設けるものではなく、今回の遊漁規則の変更併せて、組合の漁業権行使規則の変更申請も県に提出されており、同様の内容が記載されていることから、遊漁のみを不当に制限するものではありません。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。変更の意図としては、にじますを対象にキャッチアンドリリース区間を10月1日から4月30日に新たに定める。そうすると困ったことに甲種でやまめが釣れる期間と被ってしまうので、その期間、その区間は冬季にじます券でのみ遊漁できるようにしています。</p> <p>文言としては複雑であります。そうすることで、冬季ににじますを釣ることが可能になり、河川の活用が活発化できるという内容になっています。</p> <p>御質問あればお願いします。ないようでしたら、第3号議案を承認します。</p> <p>それでは報告事項に移ります。報告事項の1「令和4年度の水産施策の概要について」について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>報告事項 1 令和 4 年度水産施策の概要について説明いたします。</p> <p>まず、水産業振興総合対策事業について、こちらは継続事業になります。予算額は 4,526,000 円です。このうち水産業振興対策事業では、水産行政の基礎的な事務を行っておりまして、事務、運営に係る経費でございます。</p> <p>持続的養殖推進対策事業は、持続的養殖生産確保法に基づく事務で、水産研究所で行う魚病関係の事業費となっています。</p> <p>漁場管理委員会運営事業は、本委員会の運営事業です。</p> <p>次に、水産業活性化対策事業についてです。こちら継続事業となります。予算額は 2,409,000 円です。このうち漁場活性化対策事業は、遊漁者の動向実態調査と漁業協同組合の体制整備強化に係る事業です。</p> <p>バス駆除技術スキルアップ推進事業は、生態系に影響を及ぼしているブラックバス・特にコクチバスの産卵床を破壊する、あるいは効率的な駆除方法と駆除技術の習得のため、実演による講習会を開催する事業です。</p> <p>続いて、魚影豊かな川づくり推進事業について、こちら継続事業です。予算額は 7,604,000 円です。この事業は、県内の河川を魚の多い川にして釣り人が多く訪れる環境を作り、河川等を利用する漁協の経営を安定化させ、漁協が行う放流量の増加を図り、これにより釣り人の増加を図る、このような良いサイクルを作る事業です。</p> <p>事業内容は、NPO等が行う放流事業への助成や、釣り人に人気のあるワカサギを増やす取組を行う「おさかな増殖事業」と魚を守るために行う「外来魚・カワウ駆除対策事業」の 2 つです。</p> <p>以上で生産振興課予算の説明を終わります。</p>
<p>水産研究所</p>	<p>続きまして、埼玉県水産研究所の概要について説明をさせていただきます。</p> <p>水産研究所は魚類の試験研究や現場での技術指導のほか、許認可などの行政事務を行う、水産関係の総合的な業務を行う機関です。</p> <p>具体的な業務内容を御説明します。まず、魚を育てる養殖関連の業務です。循環型の陸上養殖について、かけ流しではなく、ろ過装置を通して水を循環させながら水温などの飼育環境を整備しながら一度にたくさんの魚を養殖するものです。現在はドジョウの無泥養殖の支援を行っています。その他、キンギョの耐病系や優良系品種の育成を行っています。</p> <p>次に、魚を増やす、守るといった、河川における漁業振興の業務です。河川や湖沼におけるアユ、ワカサギ、ヤマメなど魚類資源を増やすための</p>

		<p>技術開発を行っています。また、漁協が行う放流活動や産卵床造成の支援を行っています。その他、コイのKHVの発生を抑制するため、ウイルスフリーのコイをKHV既発生水域で飼育して感染状況を調査したり、ワカサギの親魚を採捕して、その親から卵を採って放流する取り組み等を行っています。</p> <p>最後に普及指導です。漁業講習会や成果発表会、現場での技術指導等を行っています。</p> <p>水産研究所の概要の説明は以上になります。</p>		
議	長	ただいまの説明で御質問があればお願いします。		
委	員	<p>ウナギについてです。捕れるウナギの稚魚数が少なく価格の高騰が聞かれる。ウナギの完全養殖ができるかもしれないというニュースをみたことがあるのですが、埼玉県でその取り組みをして、いつ頃になったら、その取り組みをして、我々がお昼にワンコインでうな丼が食べられるのか教えていただけたら嬉しいです。</p>		
議	長	委員の貴重な御意見です。事務局から説明をお願いします。		
事	務	局	<p>ウナギの完全養殖は、国の養殖研究機関で億単位の予算をかけて、何十年もかけて研究したことで実現した技術です。本県としては、予算面等の理由により、大規模な完全養殖プロジェクトを遂行できず、非常に残念に思っています。</p>	
議	長	<p>以前から完全養殖はできていて、何代か継代を重ねることができているようだが、問題は産業的に生産可能になるほどの量を作るところにあります。</p>		
委	員	<p>ウナギの養殖は鹿児島県などの暖かい地域が有利になっている。ウナギを養殖していた経験からすると、埼玉は冬場の低水温のために、暖かい地域よりウナギの成長が劣ってしまう。</p> <p>埼玉県でできることは川でウナギを増やして親を供給することです。埼玉県だけではないですが、埼玉でできる最善策ではないかと思います。</p>		
水	産	研	所	<p>ウナギの養殖はしていませんが、ドジョウは養殖しています。ぜひドジョウも食べてください。</p>

議 長	次に報告事項2「漁業権免許の切替えについて」御説明をお願いします。
事 務 局	<p>現行の免許は、免許期間が令和5年12月31日に終了します。このため、今年度から新たな漁業権免許の切替に向けて事務を進めています。</p> <p>漁業権の切替は漁業法に定められた手続きに沿って行います。事務の節目で委員会に意見を求めることが法律に定められています。漁業権の概要と今後の免許スケジュールについて説明いたします。</p> <p>まず、漁業権とは、漁業法を根拠法令として、一定の水面において特定の漁業を営む権利で、河川で水面を占有する権利ではありません。</p> <p>次に漁業の種類ですが、法律で3つの漁業が定められています。</p> <p>一つ目は、専ら海ですが定置漁業権、漁具を定置して営む漁業、二つ目は、区画漁業権、公共用水面で行う養殖を行う権利です。区画漁業権は第一種から第三種に分けられています。</p> <p>三つ目は共同漁業権、関係地区の漁業者が、一定の水面を共同で利用して営む漁業です。共同漁業権は5つに細分されていますが、埼玉県にある内水面の漁業権は第5種共同漁業権になります。また、共同漁業権は漁業協同組合のみに免許されます。</p> <p>次に埼玉県の免許状況になります。現在埼玉県知事が免許しているのは、第二種区画漁業権免許が2件、第五種共同漁業権免許が8件です。</p> <p>免許の存続期間は、区画漁業権は5年間、共同漁業権は10年間と法律で決められています。両方とも令和5年12月31日までの期間となっています。</p> <p>次に、現在の漁業権の免許状況になります。第5種共同漁業権は県内を流れる河川を水系や地域ごとに、8つの漁場に分けて知事が免許をしています。共第1号は荒川の上流から大芦橋まで、中津川、赤平川、横瀬川が主な区域で、アユを含め10種類の魚種で、漁業者は埼玉中央漁協と秩父漁協です。漁業権を免許された2漁協はお互いに協定書を結び、荒川の寄居付近から上流を秩父漁協、下流を埼玉中央漁協と決めて、漁場管理を行っています。共第1号、共第2号は荒川水系、共第3号は入間川水系、共第4号は小山川という具合に、共第1号から共第5号は県内の河川が漁場となっています。共第6号、7号、8号は都県境を流れる河川で、埼玉県知事が県外の漁業協同組合に対しても免許しています。</p> <p>区画漁業権は美里町の2か所のため池にコイの養殖で免許しています。</p> <p>次に、漁業権免許の流れについてです。漁業権は内水面漁場計画に基づいて知事の免許により取得されるものです。内水面漁場計画は、水産資源</p>

の持続的利用を確保するとともに、水面の総合的利用を推進し、漁業生産力を発展させるため作られた、漁業権の内容を定めた計画と定められています。

漁場計画で定める事項として、まず漁場の位置、区域を定めます。位置には市町村、区域には河川名が入ります。漁業の種類はアユ漁業といった、漁業権で行う漁業の魚種が入ります。漁場の時期は周年、存続期間は区画漁業が5年、共同漁業が10年です。

免許の流れとしては、県が事前に決定した漁場計画の内容で、漁協は漁業権免許を申請することになります。

漁場計画の内容は、漁場の位置、区域、種類、期間、存続期間や、漁協が行う申請期間と免許予定日も決めることとなります。案が決まったら、県から漁場管理委員会へ諮問を行います。委員会は漁場計画について意見を述べる時は、事前に公聴会を開くことが定められています。県は、漁場管理委員会から答申を得たら、漁場計画を決定し告示します。告示した内容に基づいて各漁協は漁業権の免許申請をすることになります。漁協からの申請を受けた県は、適格性などの審査を行った後、免許について再度委員会に意見を求めます。委員会から問題ない旨の答申を受けた後に、県が免許することになります。

免許のスケジュールを説明します。今年4月に関係漁協からの要望聴取と現場の漁場の調査を行っています。令和4年度、5年度は年4回委員会を開催させていただき予定であり、次回の9月開催の委員会では、漁場計画案について協議をお願いする予定です。12月の委員会では他県の漁場計画について諮問を行います。東京都、千葉県、群馬県は埼玉県より漁業権の切替が早いため、3県の漁場計画の諮問が先にあります。

翌2月の委員会で、東京都、千葉県、群馬県の漁場計画に係る公聴会を開催し、答申をいただく予定です。

令和5年度4月に埼玉県と栃木県の漁場計画について諮問を行い、委員会からの答申を受けて8月上旬に漁場計画を決定し免許申請の受付を開始します。

令和5年8月の委員会では先行している東京、千葉、群馬から免許に関する諮問がありますので、これについて答申をお願いする予定です。県は、免許の切替にあたり、遊漁規則も新たに認可します。遊漁規則の認可についても漁場管理委員会に意見ををお願いすることとなります。

令和5年10月の委員会では埼玉県と栃木県の免許、及び遊漁規則の諮問答申を行い、令和6年1月1日付けで新たな免許を交付する予定としてい

		<p>ます。各都県の免許事務の進み具合で、スケジュールが前後することも考えられます。漁業権の免許についての説明は以上になります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について御質問はありますか。</p>
委	員	<p>令和5年度の1月から土地改良区や水利組合といった水面管理者へ説明することだが、水路に落ちたら危ないのでフェンスを建てている場合がある。その場合、フェンスを乗り越えたり、穴をあけて入って釣りをする釣り人がいます。そういう中で例えば土地改良区が漁業権の設定を拒むのは、ありなのでしょうか。どのようなさじ加減なのか教えてほしいです。</p>
議	長	<p>ただいまの漁業権の設定の問題についての質問ですが、回答をお願いします。</p>
事	務	<p>漁業権の事務については漁業法の定めに基づいて事務を進めるところです。まず、漁場計画における漁場については、魚がいて魚の繁殖ができて漁業ができる場所を設定します。</p> <p>水面の管理者の同意がなければ、漁業権はかけられないという法律の一文もあるが、ただそれを拒むには漁業に関して合理的な状況がないと拒めないという文言が書かれています。現実的には現場での話し合いが必要になるかと思えます。</p> <p>ただ、フェンスを乗り越えるとか破るとするのは、釣り人のマナーの問題になるので漁協も困っている状況です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。続きまして報告事項3「県内におけるワカサギ増殖の取組について」水産研究所より説明願います。</p>
水	産	<p>「県内におけるワカサギ増殖の取組について」御説明します。</p> <p>ワカサギは埼玉では10センチ程度の大きさで、全国の川や湖に生息している魚で、食べてもおいしい釣り人に人気の魚です。</p> <p>ワカサギのライフサイクルは、湖沼に生息し、産卵はそこに流れ込む川の中でします。3月まで湖沼で成長し、その後、流れこむ川に上って卵を産むというライフサイクル繰り返します。寿命は一年で、産卵を終えたら死んでしまう年魚です。県内のワカサギ漁場としては、秩父の合角ダムや浦山ダム、飯能市の名栗湖、本庄市の間瀬湖、幸手市の権現堂川、加須市</p>

の油井ヶ島沼などで、人気のある魚です。多くの漁場でワカサギを漁業権魚種に設定していますので、審議事項の目標増殖量の中でもワカサギの卵が3,600万粒が設定されています。

ワカサギの増殖は基本的には卵放流で、放流する卵は県外から供給されています。主に長野県の諏訪湖漁協、北海道の西網走漁協からくるのですが、卵出荷の方法が異なり、諏訪湖漁協からは、大きさ45cm×20cmぐらいの木枠にシュロの皮が付いていて、そのシュロに卵をつけて出荷されます。西網走からは、卵がビニール袋に入れて出荷されてきます。

シュロについての卵はそのまま放流したい水域に放しておけば、その水域で孵化して放流になりますが、西網走の卵は卵のままで届くので、そのまま放流することはできません。卵を一度何かの基質につけなければなりません。手間がかかっている分、諏訪湖の卵の方が価格は高いです。

県内の多くの漁協では、卵の付着作業が大変なため、今まで諏訪湖漁協の卵を用いて放流していました。ところが、2016年に諏訪湖のワカサギの大量死が起きて、それ以来諏訪湖のワカサギの不漁が続いており、それに伴い卵の出荷が不安定な状況が続いています。今年度も漁協は諏訪湖の卵を注文していたが、卵が採れずにキャンセルとなっています。

増殖したいが諏訪湖から卵が入らないため、供給が安定している網走の卵への転換が求められていますが、卵を基質につけて放流した経験のある漁協が少ないため、水産研究所では卵をどのように基質につけて水域に放したらよいか指導をしているところです。

今年度は、まとめて出荷された卵を5漁協に分けて、水産研究所で卵をつける基質を準備して、やり方を指導して放流したところです。個々の漁協が卵をつけた魚巢を持ち帰って、水域に放流しました。一部の漁協は初めてであったため、その日のうちに、水産研究所と県漁連とともに現地でも指導をして放流を行いました。

卵をつける基質については、諏訪湖の卵をつけているシュロの皮はなかなか手に入らないものです。それに代わる基質を見つけようと、昨年度は農業用資材である寒冷紗を使いました。黒い素材であるため卵が見えやすく卵もつきましたが、付着しなかった卵が容器の下に落ちているが目立ちました。もっと良い基質がないかと探していて、植木に巻く資材である根巻布を使ってみたら、付着した卵が見にくい難点はあるものの、卵がつきやすく、各漁協からも高い評価を得ました。

基質につける方法以外に、孵化器を使う方法があります。一般社団法人日本釣用品工業会が行う社会貢献支援事業LOVE BLUE事業でワカ

	<p>サギの孵化器の導入を支援しています。この筒型の孵化器の中で卵を孵化まで管理することができます。まず、粘着性を除去した卵を筒の中に入れると、下から水が出るようになっているため、常に新しい水を供給しながら、孵化したらそのまま水の流れにのって池に放流されるようになっています。</p> <p>水を回すために電源が必要ですが、新鮮な水が常に循環し、死んだ卵は軽くなるので、死んだ卵が水流で上に浮かび、簡単に除去できるので、高い孵化率が期待できます。この孵化器を導入してワカサギの増殖を図っている漁協もいます。</p> <p>今後も、ワカサギの卵が届くときには、しっかりとワカサギ増殖ができるよう、水産研究所で指導を行ってまいります。諏訪湖のワカサギ資源の回復も見込めないため、網走の卵でもワカサギ増殖できるように指導を続けるとともに、効率的な方法を探していきたいと思えます。</p>
議 長	ありがとうございます。なかなかおもしろいお話でした。ご質問ご意見はありますか。
委 員	根巻布は枠に固定させて板状にして使うものですか。
水産研究所	緑色の浅い水槽の下に根巻布を敷いて、鉄筋を重しに根巻布を沈めて卵をつけています。根巻布は最初は浮くのですがしっかり水を吸えばそんなに浮いてきません。
委 員	孵化も水槽の中でさせるのですか。
水産研究所	いいえ、1㎡に切った根巻布に10万粒程度付けて、各漁協で100万粒や500万粒分といった数分の枚数を、放流したい湖の水位変動がないところに吊るし孵化させています。
委 員	わかりました。
議 長	他に何かありますか。
委 員	孵化器は高価であるため、お金のかからないような方法はないか考えてほしい。長野県の試験場で一升瓶を二つつけたような孵化容器をコレゴラスの孵化に用いていた。また、河川では、電気のないところが多いので、例えば太陽光の発電で動く孵化器の仕組みを考えてほしい。

<p>議長</p>	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>続いて、報告事項4「日本一早いアユの解禁について」御説明をお願いします。</p>
<p>水産研究所</p>	<p>4月29日に秩父漁業協同組合のアユ釣りが解禁しました。これまで全国で最もアユ釣り解禁が早かったところは、兵庫県の加古川の闘竜灘で5月1日に解禁していたが、今年は秩父漁協がそれより早く、「日本一早いアユ釣りの解禁」となりました。</p> <p>早期解禁の効果を把握するため、水産研究所で解禁当日に、釣り人からの聞き取り調査や釣獲調査を行いましたので、御報告させていただきます。</p> <p>聞き取り調査は午前5時から9時まで、聞き取り人数は47名、事前にアンケート用紙を作成して、川辺にいる人に聞き取りをして、用紙に記入しました。午前6時に釣り開始で、1時間前には場所取りで釣り人が川辺にいるので、声をかけて調査していきました。</p> <p>回答者の住まいは、53.2%が県内、21.3%が東京、その他遠いところでは大阪府、宮城県、新潟県などがありました。概ね半分が県内、半分が県外からという結果でした。</p> <p>性別は、ほとんどが男性、女性は1名でした。年代は、一番多いのは50代で31.9%、次に40代で25.5%、60代が21.3%、20代30代の若者は6.4%でした。</p> <p>同様の調査を平成29年の6月1日解禁にも行ったが、その時は50代未満の方が8%しかいなかったもので、それと比べると、若い方や県外の方を呼び込む効果があったのではないかと思います。</p> <p>「秩父漁協で釣りをするのは初めてですか」という質問に対して、29.8%の方が「初めて」と回答し、「解禁日を何で知ったか」と尋ねたところ、「漁協のHPで知った」と答えた人が50.0%、「友人知人から聞いた」が22.9%、その他が20.8%という結果でした。その他の内訳は組合員なので知っている人と答えた人がいました。</p> <p>「解禁日についてどう思うか」という質問に対しては、ほとんどの方が「良いことだ」という回答でした。</p> <p>新規の釣り人が3割であるので、漁協のHPは広告媒体として優れていると思われ、解禁が早いことは多くの釣り人に好意的に受け止めていることが確認できました。</p> <p>次に「他の漁場でアユ釣りが解禁されても秩父に来る予定はあるか」という質問に対して、「ある」と答えた方が46.7%、「ない」と答えた方が</p>

	<p>28.9%という結果でした。ただし、これは大半は釣りをを行う前に聞いた結果です。</p> <p>「また秩父に来る予定がある」と回答した方にその理由を尋ねたところ、「自宅から近い」と答えた方が45.9%、「駐車場が整備されている」が29.7%、「自然環境が良い」が10.8%、「アユがおいしい」が8.1%でした。なので、近くに住んでいる方がまた来ると答えているのかと思います。逆に「来る予定がない」と答えた方に、どうしたらまた来たいと思うかという質問をしたところ、「たくさん釣れれば」という回答が多かったです。その他、河川環境について答える方や「駐車場が整備されれば」や「周辺の環境が良ければ」という回答がありました。</p> <p>漁場の改善を行い、アユにとっていい環境を作り、もっと魚が釣れていけば、また来たいという人が増えてくるものと思います。</p> <p>次に釣獲調査と釣り人の計数の結果です。午前9時、場所は柳大橋付近で調査を行いました。この場所は例年水産研究所が調査を行っている場所になります。釣り人の計数は川の中で実際に竿を出して釣りをしている人を計数しています。</p> <p>釣獲調査は、午前9時～12時に、定点を決めて、その範囲にいる人が3時間の間に、実際に釣り人何名が何匹釣れたか、CPUEを調査しました。</p> <p>アユ解禁日における釣り人の計数結果は、本年度は174名、昨年度は104名、昨年と比較して約1.5倍に増加しました。</p> <p>次に釣獲調査の結果です。今年度は1時間あたり釣り人一人あたり2.04匹という結果でした。昨年と比べると下がりましたが、過去7年と比較すると悪くない釣果です。</p> <p>アンケート結果をまとめると、若い人や新規の顧客の増加が見られたことから、この早期解禁は良い取組みであったものと思います。釣獲はその時の天候にも影響されます。この取組みが継続し、アユ漁業の活性化に繋がればいいと思います。</p>
議 長	<p>どうもありがとうございました。御質問はありますか。</p>
委 員	<p>アユイングというものがある。通常のアユの友釣りは長い竿におとりをつけて釣る方法であるが、仕掛けがなかなか大変である。アユイングという釣り方は、短いリール竿にルアーで釣る簡単な方法である。私の所属する漁協では、6月1日のアユ釣り解禁から試験的にアユイングをやっている。簡単であるため、若い人にもアユ釣りに興味を持ってもらえるよう、進めていきたいです。</p>

議 長	アユイングはテレビでもやっていたね。他に御質問はありますか。
委 員	通常のアユの解禁が6月1日なので、1か月以上早い今回は4月29日に解禁したとのことだが、放流してから川で成長するまでが短い。釣り人はある程度大きいアユを釣りたいと思う。今回放流したアユの時期と大きさと、釣れたアユの大きさを調べていますか。
委 員	アユ釣りをする人は、釣れたアユをおとりアユとして交換するため、おとりとして使えるサイズを釣る必要になる。 秩父漁協では、4月16日に平均25gのアユを300kg、その1週間後に平均30gを300kg、解禁日の2日前の4月27日に平均35gを300kg放流し、解禁までに計900kg放流した。実際に解禁日に釣れたアユは12～17cm程度、最近では20cmを超えるものも出ている。17cmで大体35gほどです。 解禁の直前に放流しており、放流したアユはなわばりを形成する時間が短いため、実際になわばりを作るのは2割3割くらいで、あとは群れを作っている。まとめて放流せずにバケツで小分けに放流して、群れアユにはなるが、アユが点在するように放流しています。
委 員	川の生産力をどう活かすか釣り人を寄せる取組をお願いします。
議 長	なわばりを形成するアユは2割くらいで、それ以外が群れアユになるが、釣果も2.04尾/人/時間とそれなりに釣れているとの報告でした。
委 員	今年の解禁日は曇りで外気温も低く午後は雨も降っていたため、晴れていた昨年に比べると釣果が下がったものと思います。
議 長	ありがとうございます。以上で本日用意した議題はすべて終わりました。
司 会	委員の皆様、慎重な御審議と貴重な御意見ありがとうございました。これにて第415回内水面漁場管理委員会を終了します。